

平成26年労第4号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日から、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に勤務し、弁当に係る新製品の企画・開発業務に従事していた。

公休日明けの平成〇年〇月〇日に被災者が無断欠勤していることを不審に思った同僚が携帯電話に電話をするも連絡が取れず、翌〇日も出勤しなかったため、上司が被災者宅を訪問し警察に安否確認を要請して、警察官が室内に入ったところ、鴨居にパソコン用コードを掛けて縊死している被災者を発見した。死体検案書によると、死亡日時は同月〇日午後11時頃とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会も、会社関係者の申述、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、精神障害を発病していたかは不明であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

本件については、精神障害の発病の有無については不明であるが、被災者が自殺をしていることから、自殺をした日に何らかの精神障害を発病していたものと仮定して、以下、念のため認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らの申述等から、被災者が発病前おおむね6か月間において受けたと推認し得る業務による心理的負荷をもたらす出来事としては、決定書理由第2の2の(2)のウの(ア)の「上司とのトラブル」、同(イ)の「会議での叱責」、同(ウ)の「恒常的な時間外労働」及び同(エ)の「『D味わい弁当』に使用する材料が不足していたとの悩み」の4点が挙げられていることが認められる。当審査会としては、各出来事について個々に精査するも、決定書理由第2の2の(2)のウに説示されているとおり、いずれの出来事も客観的に事実であるとは認め難く、仮に精神障害を発病していたとしても、認定基準で示す業務により心理的負荷をもたらす出来事は存在しなかったものと判断せざるを得ない。

また、同僚のEの申述及びFの申述を子細に検討しても、特段、被災者の業

務による心理的負荷となるような出来事は見出すことはできない。

- (4) なお、請求人らは、タイムカードは被災者の勤務の実態を表しておらず、とりわけ早朝勤務や深夜勤務の実態を反映していない旨主張しているもので、これについて付加的に検討する。

被災者と一緒に勤務し、弁当の新企画の立案に当たっていた同僚のFは、平成〇年〇月〇日作成の審理調書において、要旨、「応援に行く場合、退社後に深夜の最終電車で出社してタイムカードの打刻はしないで、仮眠室で仮眠をして、午前5時頃に弁当製造部に行き、その時にタイムカードの打刻した。」、「ほとんど応援は、朝方の5時か6時頃に始まるため、私も被災者もその時にタイムカードの打刻をするという同じ処理をしていた。」、「出社するに当たってタイムカードの打刻をしないで応援に来て手伝うことは、私も被災者もなかった。」と述べている。

また、決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)のdの⑥に説示するとおり、被災者の所属部署は、同人が出勤管理をしているので、タイムカードに入力された時刻は被災者以外には修正できないものであるため、被災者自身のタイムカードの入力時刻も同人の管理の下で行ったものと認められる。

以上のことから、請求人らの主張は認めることができない。

- (5) 自殺直前おおむね6か月間において心理的負荷が極度と認められる「特別な出来事」も存在しない。

- (6) 業務以外等の要因については、決定書理由第2の2の(2)のウの(オ)に説示するとおり、特に認められないが、同僚のEは、「被災者は湿疹で悩んでいたが、病院へ行ってもなかなか良くならないので、病院へは行かないと言っていた。以前彼氏の車に同乗中に大きな交通事故に遭い、頸が曲がらないと言っていたが、治療は途中でやめてしまった。」と述べている。

- (7) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。